

五島海区漁場計画の変更(素案)

【変更内容】

(1)五区計第1019号及び1306号を廃止し、新たに五区計第1800号及び1504～1507号を追加する。

1 漁業権に関する事項 ※共同漁業、定置漁業及び以下を除く区画漁業については令和6年5月31日付け長崎県告示第327号により公示した内容と変更ないため省略する。

【廃止】

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
五区計第1019号	長崎県 南松浦郡 新上五島町 若松郷 上中島南浦 地先	次のイ、ロ、2の各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町若松郷上中島南端標識 (北緯32度53分11秒、東経129度2分23秒) 2 同郡同町同郷上中島南浦東築提標識 (北緯32度53分13秒、東経129度2分33秒)	イ 1から176度30分70メートルのところ (北緯32度53分9秒、東経129度2分24秒) ロ 2から176度30分70メートルのところ (北緯32度53分11秒、東経129度2分33秒)	第1種 魚類小割式養殖(くろまぐるを除く)	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 荒川郷 西神ノ浦郷 宿ノ浦郷 桐吉里郷 (佐尾を除く) 若松郷 (神部・主井ノ浦を除く)	1. イの点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	
五区計第1306号	長崎県 南松浦郡 新上五島町 若松郷 上中島南浦 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町若松郷上中島南端標識 (北緯32度53分11秒、東経129度2分23秒) 2 同郡同町同郷上中島南浦東黒岩標識 (北緯32度53分14秒、東経129度2分29秒)	イ 1から176度30分70メートルのところ (北緯32度53分9秒、東経129度2分24秒) ロ 1から176度30分135メートルのところ (北緯32度53分7秒、東経129度2分24秒) ハ 2から176度30分190メートルのところ (北緯32度53分8秒、東経129度2分30秒) ニ 2から176度30分120メートルのところ (北緯32度53分10秒、東経129度2分30秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐるを除く)	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 荒川郷 西神ノ浦郷 宿ノ浦郷 桐吉里郷 (佐尾を除く) 若松郷(神部・主井ノ浦を除く)	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐるを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、直径20メートルの円形生簀4台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が1,256平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年あたりの天然種苗の活込尾数は、336尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んではならない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。	継続	

※基点、点の緯度経度の値については内容確認中であり、値を修正する可能性があります。
 ※条件については公益協議を実施しているところであり、公益上の支障により条件が付される可能性があります。

【追加】

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考	
		区 域	基 点										点
			1	2									
五区計第1504号	長崎県南松浦郡新上五島町若松郷上中島南浦地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町若松郷上中島南浦標識 (北緯32度53分11秒, 東経129度2分23秒) 2 同郡同町同郷上中島南浦東築堤標識 (北緯32度53分13秒, 東経129度2分33秒)	イ 1から176度30分65メートルのところ (北緯32度53分9秒, 東経129度2分24秒) ロ 1から176度30分135メートルのところ (北緯32度53分7秒, 東経129度2分24秒) ハ 2から176度30分140メートルのところ (北緯32度53分9秒, 東経129度2分33秒) ニ 2から176度30分70メートルのところ (北緯32度53分11秒, 東経129度2分33秒)	第1種魚類小割式養殖業(くろまぐるを除く)	1月1日から12月31日まで	令和7年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町荒川郷西神ノ浦郷宿ノ浦郷桐古里郷(佐尾を除く)若松郷(神部・土井ノ浦を除く)		新規		
五区計第1800号	長崎県南松浦郡新上五島町若松郷上中島南浦地先	次の1、イ、ロ、ハの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町若松郷上中島南浦標識 (北緯32度53分11秒, 東経129度2分23秒) 2 同郡同町同郷上中島南浦東黒岩標識 (北緯32度53分14秒, 東経129度2分29秒)	イ 1から176度30分65メートルのところ (北緯32度53分9秒, 東経129度2分24秒) ロ 2から176度30分105メートルのところ (北緯32度53分10秒, 東経129度2分30秒) ハ 2から176度30分35メートルのところ (北緯32度53分13秒, 東経129度2分29秒)	第1種くろまぐる小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和7年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町荒川郷西神ノ浦郷宿ノ浦郷桐古里郷(佐尾を除く)若松郷(神部・土井ノ浦を除く)	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐるを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、直径20メートルの円形生簀4台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が1,256平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年あたりの天然種苗の活込尾数は、336尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んではいない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。	新規		
五区計第1505号	長崎県南松浦郡新上五島町神ノ浦郷大崎地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町神ノ浦郷大崎海岸標識 (北緯32度55分1秒, 東経128度58分53秒) 2 同郡同町同郷新四郎崎突端標識 (北緯32度54分50秒, 東経128度58分47秒)	イ 1から237度122メートルのところ (北緯32度54分59秒, 東経128度58分50秒) ロ 1から262度30分543メートルのところ (北緯32度54分59秒, 東経128度58分33秒) ハ 2から259度15分392メートルのところ (北緯32度54分47秒, 東経128度58分33秒) ニ 2から216度15分94メートルのところ (北緯32度54分47秒, 東経128度58分45秒) ホ 1から207度15分220メートルのところ (北緯32度54分55秒, 東経128度58分50秒)	第1種魚類小割式養殖業(くろまぐるを除く)	1月1日から12月31日まで	令和7年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町神ノ浦郷間伏郷漁生浦郷有福郷日島郷		新規		

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
五区計第1506号	長崎県南松浦郡新上五島町榑ノ浦郷新四郎崎地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町榑ノ浦郷下松護岸標識 (北緯32度54分52秒, 東経128度58分59秒) 2 同郡同町同郷焼鼻南側防波堤標識 (北緯32度54分44秒, 東経128度59分7秒)	イ 1から244度30分120メートルのところ (北緯32度54分50秒, 東経128度58分55秒) ロ 1から239度698メートルのところ (北緯32度54分40秒, 東経128度58分37秒) ハ 2から238度731メートルのところ (北緯32度54分31秒, 東経128度58分43秒) ニ 2から239度158メートルのところ (北緯32度54分41秒, 東経128度59分2秒)	第1種魚類小割式養殖業(くろまぐるを除く)	1月1日から12月31日まで	令和7年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町榑ノ浦郷間伏郷漁生浦郷有福郷日島郷		新規	
五区計第1507号	長崎県南松浦郡新上五島町間伏郷原塚地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町間伏郷原塚旧石波止付根石垣標識 (北緯32度54分5秒, 東経128度58分17秒) 2 同郡同町同郷原塚犬瀬標識 (北緯32度53分54秒, 東経128度58分29秒)	イ 1から58度30分89メートルのところ (北緯32度54分7秒, 東経128度58分20秒) ロ 1から56度30分402メートルのところ (北緯32度54分12秒, 東経128度58分30秒) ハ 2から48度334メートルのところ (北緯32度54分1秒, 東経128度58分39秒) ニ 2から353度48メートルのところ (北緯32度53分55秒, 東経128度58分29秒)	第1種魚類小割式養殖業(くろまぐるを除く)	1月1日から12月31日まで	令和7年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町榑ノ浦郷間伏郷漁生浦郷有福郷日島郷		新規	

2 保全沿岸漁場に関する事項

※令和6年5月31日付け長崎県告示第327号により公示した内容と変更ないため省略する。